

**改正**

平成28年3月30日規則第27号

令和3年3月29日規則第13号

津市補助金等交付規則

(目的)

**第1条** この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定による補助金等の交付に関し、法令その他市長が別に定めるものを除くほか、本市が交付する補助金等の交付の申請、決定等について基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の効率化及び適正化を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 本市が公益上必要があると認める事務又は事業に対して補助金、助成金、交付金等の名称で予算の範囲内で交付するものをいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行うものをいう。

(補助金等の交付申請)

**第3条** 補助金等の交付を受けようとする者は、交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 実施計画書（工事を実施するものに限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

(補助金等の交付の決定)

**第4条** 市長は、補助金等の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

**第5条** 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分を変更するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、若しくは廃止し、又はその内容を変更するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

2 補助金等の交付の決定を受けた者は、前項第1号及び第2号に規定する変更の承認を受けようとするときは、計画変更承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の通知等)

**第6条** 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容(当該決定に条件を付した場合にあっては、当該決定の内容及び当該条件)を補助金等交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前条第2項の規定による計画の変更の申請があったときは、第4条に規定する審査等と同様の審査等を行い、当該変更について認めるときは、補助金等交付決定変更通知書(第4号様式)により、当該申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

**第7条** 補助金等の交付の申請をした者は、前条各項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

**第8条** 市長は、補助金等の交付の決定をした後において、災害その他事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

- (1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うために締結した契約の解除により、必要となった賠償金の支払に要する経費

3 市長は、第1項の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金等交付決定取消通知書（第5号様式）により、当該補助事業者等に通知しなければならない。

4 第6条第2項の規定は、第1項の規定により補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更した場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

**第9条** 補助事業者等は、法令の定め及び補助金等の交付目的並びに交付の決定の内容及びこれに付した条件等に従って、誠実に補助事業等を遂行し、補助金等に係る予算の執行に当たっては、適正かつ効率的に使用されるように努め、他の用途に使用してはならない。

(状況報告)

**第10条** 補助事業者等は、市長の定める期日又は随時の要求に応じ、補助事業等の遂行の状況を報告しなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

**第11条** 市長は、補助事業者等が提出する報告によりその者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、その補助事業等が適正に執行されるための必要な指示をすることができる。

2 市長は、前項の指示を受けた補助事業者等が同項の指示に従わないときは、その者に対し、第15条の規定により、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにして、補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績の報告)

**第12条** 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定)

**第13条** 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定しなければならない。この場合においては、補助金等交付確定通知書（第7号様式）により、当該申請者に通知しなければならない。

(補助金等の支払)

**第14条** 補助金等は、前条の規定により補助金等の額が確定した後に支払わなければならない。ただし、市長が交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内の金額を概算払することができる。

- 2 前項ただし書の規定により補助金等の概算払を受けようとする補助事業者等は、概算払申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。
- （決定の取消し）

**第15条** 市長は、第8条第1項に規定する場合を除くほか、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
  - （2） 第9条の規定に違反して補助金等を他の用途に使用したとき。
  - （3） 補助金等の全部又は一部を使用しなかったとき。
  - （4） 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は指示に従わなかったとき。
  - （5） 正当な理由がなく、状況報告書若しくは実績報告書を提出せず、又は調査を拒んだため、補助事業等の内容が確認できないとき。
- 2 第8条第3項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。
- （補助金等の返還）

**第16条** 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて補助金等返還命令書（第9号様式）により、その返還を命じなければならない。

（財産の処分制限）

**第17条** 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付目的及び耐用年数を勘案して、市長が定める期日を経過した場合は、この限りでない。

（調査）

**第18条** 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該担当職員をして、補助事業者等の事務所、事業所等に立ち入らせ、関係書類その他の物件を調査させることができる。

（適用除外）

**第19条** この規則に基づき交付する補助金等に関して、その対象となる補助事業等の内容により、この規則の一部を適用しないことができる。

(委任)

**第20条** この規則に定めるもののほか、交付すべき補助金等の名称、目的、交付の対象及び補助率並びにその他補助金等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に合併前の津市補助金等交付規則（昭和45年津市規則第17号）、久居市補助金等の交付に関する規則（昭和45年久居市規則第18号）、美里村補助金等交付規則（昭和50年美里村規則第10号）、団体に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和46年香良洲町規則第9号）、一志町補助金等の交付に関する規則（平成12年一志町規則第3号）、白山町補助金等交付規則（昭和54年白山町規則第6号）若しくは美杉村補助金等交付規則（昭和49年美杉村規則第18号）又は解散前の一志地区広域連合補助金等交付規則（平成14年一志地区広域連合規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則**（平成28年3月30日規則第27号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月29日規則第13号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。



(裏)

年度 事業の事業計画概要及び収支予算書								
事業 計 画 概 要								
	収 入 の 部				支 出 の 部			
	項目及び内容	金 額 円	市 充 当	費 額 円	項目及び内容	金 額 円	市 充 当	費 額 円
	合 計				合 計			

第2号様式（第5条関係）  
第2号様式（第5条関係）

年度 事業計画変更承認申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

補助事業者 氏 名 

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

電 話

年 月 日付け津市指令（記号番号）で交付決定を受けた 年度（事業の名称）事業の内容及び経費の配分を次のとおり変更したいので、津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙のとおり

備考 交付申請のときに提出した事業計画概要及び収支予算書に、変更後の計画を黒字で、変更前の計画を赤字で併記したものを添えること。



第3号様式（第6条関係）  
第3号様式（第6条関係）

補助金等交付決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった 事業の 年度（補助金等の  
名称）として金 円を次のとおり条件を付けて交付しますので、津市補助金等交付  
規則第6条第1項の規定により通知します。

条 件

- 1
- 2
- 3
- 4

備考

- 1 この通知書の内容及び条件について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して10日以内に、申請の取下げができます。
- 2 補助事業等については、津市監査委員の監査を受ける場合があります。

第4号様式（第6条関係）  
第4号様式（第6条関係）

補助金等交付決定変更通知書

津市指令（記号番号）  
年 月 日

申請者住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付け津市指令（記号番号）で交付決定をしました  
事業の 年度（補助金等の名称）について、 年 月 日付けの計画変更承認申請により次のとおり変更したので、津市補助金等交付規則第6条第2項の規定により通知します。

- 1 変更前交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 変更後交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 その他変更

4 変更の理由

第5号様式（第8条関係）  
第5号様式（第8条関係）

補助金等交付決定取消通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

申請書住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付け津市指令（記号番号）で交付決定をしました  
事業の 年度（補助金等の名称）について、次のとおり取り消しましたので、津市補助  
金等交付規則第8条第3項の規定により通知します。

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3  
箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告と  
して処分の取消しの訴えを提起することができます。

※ 不利益処分として審査請求及び当該処分の取消しの訴えの対象となる場合に記載する  
こと。

第6号様式（第12条関係）  
第6号様式（第12条関係）


（表）

年度 事業実績報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒      ）

住所  
補助事業者 氏名 

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）  
電話

年 月 日付け津市指令（記号番号）で交付決定を受けた 年度

事業の実績を次のとおり報告します。

- 1 交付決定を受けた額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助事業等の成果及び収支決算  
裏面記載のとおり

(裏)

年度 事業  
事業成果及び収支決算書

事業  
成果

収 入			支 出		
項目及び内容	金額	市充当費額	項目及び内容	金額	市充当費額
	円	円		円	円
合 計			合 計		

第7号様式（第13条関係）  
第7号様式（第13条関係）

補助金等交付確定通知書

津市指令（記号番号）  
年 月 日

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） 様

津市長（氏 名） 印

津市指令（記号番号）により交付決定した 事業の 年度（補助金  
等の名称）の額を、津市補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおり交付すること  
に確定しましたので通知します。

補助金の額 \_\_\_\_\_ 円



第9号様式（第16条関係）  
第9号様式（第16条関係）

補助金等返還命令書

津市指令（記号番号）  
年 月 日

申請者住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名） 様

津市長（氏 名） 印

津市補助金等交付規則第16条の規定により、津市指令（記号番号）により確定した  
事業の（補助金等の名称）として交付した金額につき、次のとおり返還を命じます。

- 1 返 還 額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 交付した金額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 交付年月日            年    月    日
- 4 返 還 期 日            年    月    日限り
- 5 理            由

教示 この命令書に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3  
箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告と  
して処分の取消しの訴えを提起することができます。

※ 不利益処分として審査請求及び当該処分の取消しの訴えの対象となる場合に記載する  
こと。